

ID: 210

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	市立公園の占用及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立公園条例 第8条第1項及び第5項		
例 規 番 号	平成13年条例第133号		
【根拠条文】 (市立公園の占用) 第8条 市立公園において占用をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可に係る申請は、次の事項を記載した許可申請書によるものとする。 (1) 申請者の住所、氏名及び職業等 (2) 占用しようとする市立公園の名称及び位置 (3) 占用の目的 (4) 占用の期間 (5) 工作物その他の物件又は施設の種類及び数量 (6) 占用物件の管理の方法 (7) 工事の実施方法 (8) 前各号のほか市長が指示する事項 3 市長は、占用物件が法第7条各号に掲げる事項に該当し、市立公園の占用が公衆の利用に支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、占用の許可を与えることができる。 4 市長は、前項の占用の許可に、市立公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。 5 占用者は、占用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 占用物件の構造に影響を与えない修繕及び占用物件の塗装(外部の塗装については、色彩の著しい変更の伴わないもの) (2) 占用物件の主要構造物に影響を与えない内部の模様替え 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日